

消波根固ブロックの 製作管理基準

建関技調第 62 号

平成 8 年 6 月 27 日制定

消波根固ブロックの 製作管理基準

1. 適用範囲

この基準は、関東地方建設局管内の河川工事に使用する消波根固用コンクリートブロック（以下「コンクリートブロック」という。）の製作に適用する。

2. コンクリートの配合

粗骨材の最大寸法	圧縮強度	スランプ
40mm 以下	195kgf / cm ² 以上 (19.1N / mm ²)	8 ± 2.5cm

3. 品質管理基準及び規格値

種別	試験項目	試験方法、測定項目	規格値	試験基準、測定基準	摘要
材 料	骨材の粒度	JIS A 1102		必要に応じて	
	細骨材の表面水量	JIS A 1111		午前・午後各 1 回	
	骨材の安定性	JIS A 1122		産地の変わる都度	
	スランプ	JIS A 1101		午前・午後各 1 回	
	空気量	JIS A 1128			
	圧縮強度	JIS A 1108	195kgf / cm ² 以上 (19.1N / mm ²)	1 回 3 本 / 日	一日の打設量が 10m ³ 未満の場合は適用しない。
施 工	外 観	目 視	1 による	全数行なう。	
	形 状 寸 法		+ 15mm - 5mm	同種のコンクリートブロックの型枠 30 個又は、その端数を 1 組とし、1 組について任意に 3 個を抜き取り、1 個につき 2 箇所測定し、2 個以上適合しなければならない。又、1 個だけ適合の場合は、不適合のコンクリートブロックを除き、その組から更に任意の 6 個を抜き取り測定し、全数適合すればよい。	

1 外観は、その質が密で、有害なきずなく、表面は平らで外観がよくなければならない。